とすることを求める選挙無効訴訟が８高等裁判所及び６高等裁判所支部に提起され，平成27年３月から同年４月までの間に，本件の原判決を含む各判決が言い渡された。上記各判決のうち，４件の判決においては，前記０増５減の措置による改定を経た本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないとされ，13件の判決においては，上記改定後も本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとされ，後者のうち，12件の判決においては，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず，本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っているとはいえないとされ，１件の判決においては，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして，本件区割規定は憲法の規定に違反するに至っており，本件選挙の違法を宣言すべきであるとされた。

⑻　平成25年改正法の成立の前後を通じて，国会においては，今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための制度の見直しについて，総定数の削減の要否等を含め，引き続き検討が続けられ，平成26年６月には，衆議院に，有識者により構成される検討機関として衆議院選挙制度に関する調査会が設置され，同調査会において衆議院議員選挙の制度の在り方の見直し等が進められており，衆議院議院運営委員会において同調査会の設置の議決がされた際に，同調査会の答申を各会派において尊重するものとする旨の議決も併せてされている。同調査会においては，同年９月以降，本件選挙の前後を通じて，定期的な会合が開かれ，投票価値の較差の更なる縮小を可能にする定数配分等の制度の見直しを内容とする具体的な改正案などの検討が行われている。

３⑴　憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく，国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ，国会の両議院の議員の選挙については，憲法上，議員の定数，選挙区，投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条２項，47条），選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には，選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して，憲法上，議員１人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが，それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって，具体的な選挙区を定めるに当たっては，都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状況などの諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって，このような選挙制度の合憲性は，これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお，国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり，国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような憲法上の要請に反するため，上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合に，初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

以上は，衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって（上掲最高裁昭和51年４月14日大法廷判決，最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月７日大法廷判決・民集37巻９号1243頁，最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年７月17日大法廷判決・民集39巻５号1100頁，最高裁平成３年（行ツ）第111号同５年１月20日大法廷判決・民集47巻１号67頁，最高裁平成11年（行ツ）第７号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1441頁，最高裁平成11年（行ツ）第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1704頁，最高裁平成18年（行ツ）第176号同19年６月13日大法廷判決・民集61巻４号1617頁，平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照），これを変更する必要は認められない。

⑵　上記の見地に立って，本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

平成23年大法廷判決は，上記の基本的な判断枠組みに立った上で，旧区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，前記のとおり平成６年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので，その合理性には時間的な限界があったところ，本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には，その不合理性が投票価値の較差としても現れ，その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも，前記２⑷のような平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

また，平成25年大法廷判決は，平成24年選挙が上記のように平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであること，選挙区間の選挙人数の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が１対2.425に達していたこと等に照らし，平成24年選挙時において，平成21年選挙時と同様に，旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない旨を判示したものである。

そして，平成23年大法廷判決を受けて，旧区画審設置法３条２項の削除及び各都道府県の選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が制定され，更に上記０増５減を前提に選挙区間の人口の較差が２倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し，同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ，前記２⑹のとおり，本件選挙区割りにおいては，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず，１人別枠方式を定めた旧区画審設置法３条２項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから，いまだ多くの都道府県において，そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。

しかるところ，前記２⑹及び⑺のとおり，本件選挙区割りにおいては，平成25年改正法成立の２年半以上前（本件選挙の４年以上前）の平成22年10月１日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は１対1.998となるものとされたが，同国勢調査後の人口変動の結果として，上記成立の約３か月前の平成25年３月31日現在及び約６か月後の同26年１月１日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ１対2.097及び１対2.109であり，上記試算において較差が２倍以上となっている選挙区はそれぞれ９選挙区及び14選挙区となっており，さらに，本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は１対2.129に達し，較差２倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである（本件選挙時における選挙区間の選挙人数の較差の詳細は前記２⑺に摘示したとおりである。）。このような投票価値の較差が生じた主な要因は，いまだ多くの都道府県において，新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであり，このことは，前記２⑺で本件選挙当日において東京都第１区の選挙人数が２倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており，この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることからも明らかである。そして，このような投票価値の較差が生じたことは，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると，平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も，本件選挙時に至るまで，本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。